

「奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく主な施策の取組状況

資料3

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
1	I (1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	地域における乳児家庭への支援と健全な育成環境の確保	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施している市町村に対し補助	10,405	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施している市町村に対し補助	9,339	こども家庭課
2		地域における子育て家庭への支援と健全な育成環境の確保	養育支援訪問事業	子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施している市町村に対し補助	4,660	子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施している市町村に対し補助	4,182	こども家庭課
3		地域における子育て家庭への支援と健全な育成環境の確保	体罰によらないゆったり子育て推進事業	「体罰によらない子育て」を広く県民に啓発し、社会全体でゆったりとした子育ての雰囲気醸成し、子どもの健やかな育ちを実現する温かい社会づくりを目指し、県民向け啓発および市町村・民間団体等向け研修を実施	908	・「体罰によらない子育て」を広く県民に啓発し、社会全体でゆったりとした子育ての雰囲気を醸成し、子どもの健やかな育ちを実現する温かい社会づくりを目指し、県民向け啓発を実施 ・市町村や関係団体等が実施する体罰等によらない子育てにかかる研修等に対し支援を実施	1,005	女性活躍推進課
4		地域における子育て家庭への養育支援	アウトリーチ型子育て支援プログラム普及事業	乳幼児を抱える子育て家庭への訪問支援を行う市町村職員に対し、家庭訪問支援プログラムの内容を説明するとともに、同プログラムの内容に沿った支援を行う家庭訪問員育成を行う研修会を実施。	332	乳幼児を抱える子育て家庭への訪問支援を行う市町村職員に対し、家庭訪問支援プログラムの内容を説明するとともに、同プログラムの内容に沿った支援を行う家庭訪問員育成を行う研修会を実施。	368	こども家庭課
5		学校生活、子育て・家庭生活に関する電話教育相談		子どもの成長、発達、行動、しつけ等児童に関する相談に応じる。 【相談日】 児童相談 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始は休み) 子どもと家庭テレホン相談 平日 9:00～20:00 土・日・祝 9:00～16:00 (年末年始は休み)	-	子どもの成長、発達、行動、しつけ等児童に関する相談に応じる。 【相談日】 児童相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始は休み) 子どもと家庭テレホン相談 平日 9:00～20:00 土・日・祝 9:00～16:00 (年末年始は休み)	-	こども家庭相談センター
6		学校生活、子育て・家庭生活に関する相談	いじめ対策支援事業 生活支援アドバイザー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー8名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。なお、いじめ対策支援事業を廃止し、生活支援アドバイザー派遣事業をスクールソーシャルワーカー派遣事業と名称を変更した。	84	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。	75	教育研究所
7		ひとり家庭の親への就労・生活支援	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が一時的に介護、保育のサービスを必要とするときに「家庭生活支援員」を派遣 実績127件	1,671	母子家庭等が一時的に介護、保育のサービスを必要とするときに「家庭生活支援員」を派遣	1,501	こども家庭課
8		ひとり家庭の親への就労・生活支援	児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害等の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父にかわってその児童を養育している人に支給。	993,162	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害等の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父にかわってその児童を養育している人に支給。	1,010,297	奈良っ子はぐくみ課
9		ひとり家庭の親への就労・生活支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付 R3実績：母子79件、42百万円 父子7件、5百万円 寡婦1件、1百万円	47,546	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	137,500	こども家庭課
10		ひとり家庭の親への就労・生活支援	ひとり親家庭住宅支援資金貸付 原資造成補助金	自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を充たせば償還免除となる家賃の支払いを支援する貸付を創設。 実施実施主体：奈良県社会福祉協議会 R3貸付：15名、1,760千円	55,200	自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を充たせば償還免除となる家賃の支払いを支援する貸付を実施。 実施実施主体：奈良県社会福祉協議会	12,000	こども家庭課
11		高校生等への修学支援	国公立の高校生等奨学給付金支給事業	低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,909人(通常分)、32人(家計急変分) 支給要件 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く) 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 110,100円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額 141,700円 専攻科・通信制 年額 48,500円	325,564	低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,894人(通常分)、31人(家計急変分) 支給要件 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く) 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 114,100円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額 147,300円 専攻科・通信制 年額 50,500円	333,403	学校支援課
12		高校生等への修学支援	公立高等学校等就学支援事業	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 19,445人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制(単位制) 1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	2,165,012	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 約20,000人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制(単位制) 1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	2,163,616	学校支援課

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
13	I (1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	高校生等への修学支援	学び直しへの支援事業	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援受給者数 33人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	400	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援受給者数 34人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	816	学校支援課
14		高校生等への修学支援	修学支援奨学金の貸与	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 206人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	56,160	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 275人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	77,995	学校支援課
15		高校生等への修学支援	育成奨学金の貸与	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 187人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	54,481	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 245人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	73,200	学校支援課
16		生活困窮者への就労・生活支援	生活保護費事業	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する R3.4月末 (奈良県) (県福祉事務所) ・受給世帯数 14,350世帯 2,515世帯 ・受給者数 18,615人 3,267人 ・保護率 14.13%	5,405,228	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する R4.4月末 (奈良県) (県福祉事務所) ・受給世帯数 14,210世帯 2,527世帯 ・受給者数 18,278人 3,287人 ・保護率 13.97%	5,346,961	地域福祉課
17		生活者としての外国人の親等への支援 (外国人労働者の親等への支援)	在日外国人日本語講座開催事業	言語習慣等の違いによって生活に支障のある県内在住・在勤の「生活者としての外国人」の日本語習得を促進するため、日本語講座を開催する団体に対し事業経費の一部を補助 県内1団体に補助	1,000	言語習慣等の違いによって生活に支障のある県内在住・在勤の「生活者としての外国人」の日本語習得を促進するため、日本語講座を開催する団体に対し事業経費の一部を補助 県内1団体に補助	1,000	人権・地域教育課
18		住まいの確保	県営住宅空家募集事業	県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施。 また、県、市町村の住宅部局、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知も行う。	570,979	県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施する予定。 また、県、市町村の住宅部局、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知も行う。	618,433	住まいまちづくり課
19		住まいの確保	ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援	ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居や入居後の生活の安定を図るため、住まい探しや見守り、生活相談などを行う居住支援法人の指定を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と当該物件の情報提供を推進する。 また、県居住支援協議会等を活用し、多様な主体による支援の体制づくりを推進する。	-	ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居や入居後の生活の安定を図るため、住まい探しや見守り、生活相談などを行う居住支援法人の指定を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と当該物件の情報提供を推進する。 また、県居住支援協議会等を活用し、多様な主体による支援の体制づくりを推進する。	-	住まいまちづくり課
20		ひとり親等相談機能の充実	子育て・生活支援に関する各種制度の周知	ひとり親家庭に対する就業相談窓口の啓発として、就業、子育て、生活全般にかかるひとり親家庭への支援をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を発行し、各市町村や民生児童委員連合会、各福祉事務所等に配布するとともに、県ホームページに掲載。各市町村には、児童扶養手当申請時にあわせて対象者へ配布していただくよう説明会等での働きかけを実施。	-	ひとり親家庭に対する就業相談窓口の啓発として、就業、子育て、生活全般にかかるひとり親家庭への支援をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を発行し、各市町村や民生児童委員連合会、各福祉事務所等に配布するとともに、県ホームページに掲載。各市町村には、児童扶養手当申請時にあわせて対象者へ配布していただくよう説明会等での働きかけを実施。	-	こども家庭課
21		就学前の家庭教育支援	地域子ども・子育て支援事業	・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助	199,565	・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助	207,805	女性活躍推進課
22		子育て支援の充実	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 376か所)	774,088	放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 392か所)	962,526	奈良っ子はぐくみ課
23	子育て支援の充実	放課後児童クラブ施設整備費補助事業	放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 11市町36か所)	139,061	放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 10市町29か所)	125,877	奈良っ子はぐくみ課	

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課	
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)		
24	I (1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	子育て支援の充実	子育て世代包括支援センター支援事業	<p>○妊娠・出産包括支援推進事業推進会議（県） 事業を推進するために、改正点や先進地の取組の共有など市町村を対象に会議を実施、本事業の推進を図る。</p> <p>○産科医療機関等連携会議（県） 産科医療機関等の実務者のケア内容の充実を図る。 産後ケア事業にかかる市町村の状況や医療機関との連携状況等の調査を実施し、進捗・課題について情報を共有、産科医療機関と市町村との連携体制の検討を行う。</p> <p>○妊娠・出産包括支援連絡会議（保健所） 市町村・医療機関・関係機関とともに協議をおこない、市町村における妊娠期から子育て期にわたるまでの支援体制整備を図る。</p> <p>○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（県・保健所） 子育て世代包括支援センター・産前・産後サポート事業、産後ケア事業に従事する職員に対し、妊産婦などへの支援の質の向上を図る研修を行う。</p> <p>○市町村ヒアリング（随時） 産後ケア事業開始促進に向け、ヒアリング及び指導を実施</p>	758	<p>○妊娠・出産包括支援推進事業推進会議（県） 事業を推進するために、改正点や先進地の取組の共有など市町村を対象に会議を実施、本事業の推進を図る。</p> <p>○産科医療機関等連携会議（県） 産科医療機関等の実務者のケア内容の充実を図る。 産後ケア事業にかかる市町村の状況や医療機関との連携状況等の調査を実施し、進捗・課題について情報を共有、産科医療機関と市町村との連携体制の検討を行う。</p> <p>○妊娠・出産包括支援連絡会議（保健所） 市町村・医療機関・関係機関とともに協議をおこない、市町村における妊娠期から子育て期にわたるまでの支援体制整備を図る。</p> <p>○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（県・保健所） 子育て世代包括支援センター・産前・産後サポート事業、産後ケア事業に従事する職員に対し、妊産婦などへの支援の質の向上を図る研修を行う。</p> <p>○市町村ヒアリング（随時） 産後ケア事業開始促進に向け、ヒアリング及び指導を実施予定としている。</p>	641	健康推進課	
25	I (2) 就労による経済的自立支援	ひとり家庭の親への就労・生活支援	母子家庭の母等の就業支援事業（スマイルセンター相談員への研修や就業支援講習会の実施など）	奈良県スマイルセンターにおいて、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会等を実施 R3実績：就業相談延べ2,279件、就業支援バンク登録者336人 就業支援講習会 パソコン講習会受講者27人	1,833	奈良県スマイルセンターにおいて、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会等を実施 R4は、就業支援講習会として、パソコン講習会のほか、就業に結びつく可能性の高い調理師試験合格のための調理師講習会を新たに実施	2,296	こども家庭課	
26		ひとり家庭の親への就労・生活支援	ひとり親家庭の子育て支援事業	ひとり親の就業及び自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施	-	ひとり親の就業及び自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施	-	こども家庭課	
27		ひとり家庭の親への就労・生活支援	民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業	多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：55コース 入校者数：706名	265,611	多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：62コース 定員：1,230名	460,992	雇用政策課	
28		ひとり家庭の親への就労・生活支援	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給 R3実績：0人	0	ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給	1,600	こども家庭課	
29		ひとり家庭の親への就労・生活支援	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給。 R3から、対象資格や期間を拡充。 R3実績：15人	16,713	ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給。 R3から、対象資格や期間を拡充し、R4も引き続き実施。	21,553	こども家庭課	
30		ひとり家庭の親への就労・生活支援（再掲）	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付 R3実績：母子79件、42百万円 父子7件、5百万円 寡婦1件、1百万円	47,546	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	137,500	こども家庭課	
31		ひとり家庭の親への就労・生活支援	ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す際に、入学準備金・就職準備金を貸付 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会 R3実績：31人、9,264千円	-	ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す際に、入学準備金・就職準備金を貸付 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	-	こども家庭課	
32		生活困窮者への就労・生活支援	生活困窮者自立支援対策事業	「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを配置し、生活困窮者に対して、社会的経済的な自立に向けた支援を実施 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化	99,082	「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを配置し、生活困窮者に対して、社会的経済的な自立に向けた支援を実施 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化	117,084	地域福祉課	
33		I (3) 養育費確保と面会交流の支援	ひとり親家庭の子育て支援事業	養育費確保等相談事業 面会交流相談事業	離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、弁護士による無料法律相談を毎月実施 R3実績：42人 離れて暮らす親との面会交流や養育費等の問題について、専門機関の相談員による無料相談を毎月実施 R3実績：26人	665	離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、弁護士による無料法律相談を毎月実施。R4は、例年相談件数の比較的多い7、8、2、3月に相談日を月2回に増やした。 離れて暮らす親との面会交流や養育費等の問題について、専門機関の相談員による無料相談を毎月実施	994	こども家庭課
34		ひとり親家庭の子育て支援事業	親支援講座事業	離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法等について、専門家とともに考えるセミナーを実施 R3実績：ひとり親家庭等支援セミナー2回実施、参加者計16人	62	離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法等について、専門家とともに考えるセミナーを実施	82	こども家庭課	

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
35	II (1) 多様な主体による子どもの学びの機会の提供	ひとり親家庭の子どもへの学習支援	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施（または、一体的実施を行う市町村に対し補助） 1市に対し補助	975	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施（または、一体的実施を行う市町村に対し補助） ①市部： 上記に取り組み市町村に対し補助 ②町村部： 県福祉事務所において上記を実施	1,747	こども家庭課
36		生活保護世帯等の子どもへの学習・生活支援	生活困窮世帯等の子どもの「心と学び」サポート事業	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	20,247	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,659	地域福祉課
37		地域による体験学習の提供/地域による学習支援・体験活動の提供・ロールモデルの提示	学校・地域パートナーシップ事業	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、228箇所を実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	29,376	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、232箇所を実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	42,842	人権・地域教育課
38		幼児教育の質の向上/課題の研究等による幼児教育の振興	就学前教育プログラム普及啓発実践事業	奈良県就学前教育推進会議を実施 奈良県就学前関係者協議会を開催 アドバイザー会議を実施（月1回） 「はばたくなら」実践事例集の作成 就学前教育職員研修会の開催	82	奈良県就学前教育推進会議を実施 奈良県就学前関係者協議会を開催 アドバイザー会議を実施（随時） 「はばたくなら」実践事例集の作成 就学前教育職員研修会の開催	82	奈良っ子はぐくみ課
39		補習のための指導員派遣	補習等のための指導員等派遣事業（特別支援学校）	特別支援学校の外国人児童生徒への学習支援・生活相談・通訳・教材作成の補助を行うため、在籍校に指導員を派遣 派遣時間等・人数： 208日×5時間×7名 対象校： 二階堂養護学校(2名)、明日香養護学校(1名)、西和養護学校(1名)、大淀養護学校(1名)、奈良東養護学校(1名)、奈良養護学校(1名)	11,560	特別支援学校の外国人児童生徒への学習支援・生活相談・通訳・教材作成の補助を行うため、在籍校に指導員を派遣 派遣時間等・人数： 208日×5時間×8名 対象校： 二階堂養護学校(2名)、明日香養護学校(1名)、西和養護学校(2名)、大淀養護学校(1名)、奈良東養護学校(1名)、奈良養護学校(1名)	17,757	特別支援教育推進室
40		要保護児童生徒援助費補助事業	要保護児童生徒援助費補助事業	経済的に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等の就学に必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 実施市町村数：29市町村 対象人数：191人	—	経済的に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等の就学に必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 実施市町村数：24市町村 対象人数：238人	—	高校の特色づくり推進課
41		特別支援教育就学奨励事業	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 【市町村分】 実施市町村数：33市町村 対象人数：2,994人 【県分】 対象学校数：10校 対象人数：1,498人	135,519 ※県立学校分のみ	特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 【市町村分】 実施市町村数：33市町村 対象人数：3,493人 【県分】 対象学校数：10校 対象人数：1,410人	163,365 ※県立学校分のみ	高校の特色づくり推進課
42		被災児童生徒就学等支援事業	被災児童生徒就学等支援事業	東日本大震災又はその他の大規模災害により被災し経済的理由により就園就学が困難となった幼児児童生徒の教育機会の確保に資するため、市町村が援助を行った場合、その一部の経費を補助する。 実施市町村数：2市 対象人数：4人	148	東日本大震災又はその他の大規模災害により被災し経済的理由により就園就学が困難となった幼児児童生徒の教育機会の確保に資するため、市町村が援助を行った場合、その一部の経費を補助する。 実施市町村数：1市 対象人数：2人	202	高校の特色づくり推進課
43		スクールカウンセラーの配置	心の教育推進事業 スクールカウンセラー県立学校 全校配置事業 スクールカウンセラー活用事業 スクールカウンセラー県立学校 全校配置事業	不登校やいじめ等、児童生徒に関する諸課題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内全義務教育学校（4校）、公立小学校（20校）、県内全公立中学校（97校）、及び全県立高等学校（38校）にスクールカウンセラーを配置し、特別支援学校（10校）には巡回派遣を行っている。単独配置のない小学校へは、校区内中学校へ配置のスクールカウンセラーが、必要に応じて相談業務等に就く。なお、心の教育推進事業をスクールカウンセラー活用事業と名称を変更した。	605	不登校やいじめ等、児童生徒に関する諸課題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内全義務教育学校（7校）、公立小学校（20校）、県内全公立中学校（95校）、及び全県立高等学校（37校）にスクールカウンセラーを配置し、特別支援学校（10校）には巡回配置を行っている。配置のない小学校へは、校区内中学校へ配置のスクールカウンセラーが、必要に応じて相談業務等に就くとともに、スクリーニング会議参加のため追加配置を行っている。	544	教育研究所
44		II (2) 子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実	自殺予防の相談窓口	児童生徒の自殺対策事業 メール相談窓口の設置事業	中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員2名が生徒から寄せられた相談に対応している。	139	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員2名が生徒から寄せられた相談に対応している。	175
45	いじめの未然防止等	児童生徒のいじめ相談員配置事業 R3年度事業名なし	児童がいじめ被害等様々な悩みについて相談しやすい環境を学校内につくり出し、学校の生徒指導体制を充実・強化するため、小学校20校に児童相談員を配置している。	人件費のみ	児童がいじめ被害等様々な悩みについて相談しやすい環境を学校内につくり出し、学校の生徒指導体制を充実・強化するため、小学校20校に児童相談員を配置している。	人件費のみ	教育研究所	
46	24時間子供SOSダイヤル	電話教育相談事業 R3年度事業名なし	電話相談窓口「あすなるダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活における悩み相談に対応している。「あすなるダイヤル」の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応している。	900	電話相談窓口「あすなるダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活における悩み相談に対応している。「あすなるダイヤル」の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応している。	900	教育研究所	

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課	
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)		
47	II(2) 子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実	SNS相談窓口	SNS相談窓口設置事業	中・高校生対象のLINEを活用した相談窓口を委託により開設し、児童生徒が不安定になる長期休業明け等に期間を設定し、双方向による即時的な相談に対応している。 相談期間外は、SNSの機能を活用し、メール相談や電話教育相談への誘導や心理士から定期的に情報発信を行い、相談者への心理支援を行う。	7,381	中・高校生対象のLINEを活用した相談窓口を委託により開設し、児童生徒が不安定になる長期休業明け等に期間を設定し、双方向による即時的な相談に対応し、一方向の通報は24時間受付を行っている。 相談期間外は、SNSの機能を活用し、メール相談や電話教育相談への誘導や心理士から定期的に情報発信を行い、相談者への心理支援を行う。	6,993	教育研究所	
48		ひきこもり相談・支援	ひきこもり相談・支援事業	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催（年4回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・ひきこもり相談支援拠点づくりを支援	13,720	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・ひきこもり支援セミナーの開催（4箇所） ・支援機関を対象とした研修会の開催（年4回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	16,720	青少年・社会活動推進課	
49		ひきこもり相談・支援	地域若者サポートステーション強化事業	若年無業者等の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事業者へ委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委託し、サボステ事業を強化（地域若者サポートステーション：県内2箇所） 臨床心理士相談件数：251件 就職決定者数：159名（R4.3末時点）	3,228	若年無業者等の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事業者へ委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委託し、サボステ事業を強化（地域若者サポートステーション：県内2箇所） 臨床心理士相談件数：148件 就職決定者数：90名（R4.9末時点）	2,922	外国人・人材活用推進室	
50		ひきこもり相談・支援	若年就職困難者職場実習等サポート事業 （旧：中間的就労サポート事業）	働くことに不安を抱える若年無業者等に対して、就労経験を積むための「職場実習の場」を提供し、働く感覚を身につけるとともに社会人として必要なスキル向上や就労意欲の醸成を図ることで職業的自立を促す。 セミナー参加者数：29名 職場実習参加者数：17名（R4.3末時点）	7,802	働くことに不安を抱える若年無業者等に対して、就労経験を積むための「職場実習の場」を提供し、働く感覚を身につけるとともに社会人として必要なスキル向上や就労意欲の醸成を図ることで職業的自立を促す。 セミナー参加者数：15名 職場実習参加者数：12名（R4.9末時点）	7,920	外国人・人材活用推進室	
51		生活保護世帯等の子どもへの心学習・生活支援（再掲）	生活困窮世帯等の子どもの「心と学び」サポート事業（再掲）	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	20,247	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,659	地域福祉課	
52		子どもの状況把握・共有	学校と放課後児童クラブの連携促進	奈良県放課後児童対策推進委員会では、放課後児童対策に関して優れた識見を有する学識経験者（生涯学習）のほか、現状を把握している市町村の放課後児童クラブを所管する福祉部局や放課後子ども教室を所管する教育委員会からも参画いただき、学校と放課後児童クラブの連携促進に向けた意見交換を実施。	50	奈良県放課後児童対策推進委員会では、放課後児童対策に関して優れた識見を有する学識経験者（生涯学習）のほか、現状を把握している市町村の放課後児童クラブを所管する福祉部局や放課後子ども教室を所管する教育委員会からも参画いただき、学校と放課後児童クラブの連携促進に向けた意見交換を実施。	55	奈良っ子はぐくみ課	
53		ヤングケアラーへの相談・支援	新 ヤングケアラー支援事業	—	—	・第1回ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会を11月に開催 ・第2回ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会を1月に開催予定 ・ヤングケアラーサロンの立ち上げ・運営手法マニュアルの作成（委託）2月末完成予定	1,000	こども家庭課	
54		II(3) 高等教育の希望をかなえるための支援	高校生等への就学支援	私立高等学校等就学支援事業	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給	3,504,742	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給	3,537,983	教育振興課
55			高校生等への就学支援	私立高等学校授業料軽減補助金	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、授業料軽減を行った学校法人に対し補助	118,007	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、授業料軽減を行った学校法人に対し補助	114,245	教育振興課
56			高校生等への就学支援	学び直しへの支援事業（私立学校）	再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援	16,080	再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援	16,217	教育振興課
57	高校生等への就学支援		私立学校奨学のための給付金支給事業	すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯と市町村民税所得割額が非課税世帯に対して、教科書費、教材費等として給付金を支給	143,360	すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯と市町村民税所得割額が非課税世帯に対して、教科書費、教材費等として給付金を支給	158,022	教育振興課	
58	高校生等への就学支援		授業料減免事業補助金	解雇・倒産等による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助	686	解雇・倒産等による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助	4,860	教育振興課	
59	高校生等への修学支援（再掲）		公立高等学校等就学支援事業（再掲）	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 約19,445人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	2,165,012	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 約20,000人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	2,163,616	学校支援課	

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
60	II(3) 高等教育の希望をかなえるための支援	高校生等への修学支援(再掲)	国公立の高校生等奨学金給付事業(再掲)	低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,909人(通常分)、32人(家計急変分) 支給要件 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く) 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 110,100円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額 141,700円 専攻科・通信制 年額 48,500円	325,564	低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,894人(通常分)、31人(家計急変分) 支給要件 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く) 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 114,100円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額 147,300円 専攻科・通信制 年額 50,500円	333,403	学校支援課
61		高校生等への修学支援(再掲)	修学支援奨学金の貸与(再掲)	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 206人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	56,160	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 275人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	77,995	学校支援課
62		高校生等への修学支援(再掲)	育成奨学金の貸与(再掲)	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 187人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	54,481	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 245人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	73,200	学校支援課
63		児童養護施設の退所児童の自立支援	児童養護施設等退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	こども家庭課
64		中途退学者等への支援	学び直しへの支援事業(再掲)	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 33人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	400	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 34人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	816	学校支援課
65		中途退学者等への支援	ひきこもり相談・支援事業(再掲)	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催(年4回) ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・ひきこもり相談支援拠点づくりを支援	13,720	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・ひきこもり支援セミナーの開催(4箇所) ・支援機関を対象とした研修会の開催(年4回) ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	16,720	青少年・社会活動推進課
66		中途退学者等への支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親、またはその子どもで、高卒認定試験合格のための講座の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に、受講費用の一部を支給 R3実績：0人	0	ひとり親家庭の親、またはこの子どもで、高卒認定試験合格のための講座の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に、受講費用の一部を支給	400	こども家庭課
67	III(1) 身近な親子を日常的にあたたかく見守る機運の醸成と人づくり	地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開	体罰によらないゆったり子育て推進事業(再掲)	「体罰によらない子育て」を広く県民に啓発し、社会全体でゆったりとした子育ての雰囲気醸成し、子どもの健やかな育ちを実現する温かい社会づくりを目指し、県民向け啓発および市町村・民間団体等向け研修を実施	908	・「体罰によらない子育て」を広く県民に啓発し、社会全体でゆったりとした子育ての雰囲気醸成し、子どもの健やかな育ちを実現する温かい社会づくりを目指し、県民向け啓発を実施 ・市町村や関係団体等が実施する体罰等によらない子育てにかかる研修等に対し支援を実施	1,005	女性活躍推進課
68		地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開	次世代育成支援対策推進事業	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	1,967	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	1,975	女性活躍推進課
69		地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開	地域子ども・子育て支援事業	・ファミリー・サポート・センター事業 子育ての相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センター事業を運営する市町村に対し補助	11,891	・ファミリー・サポート・センター事業 子育ての相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センター事業を運営する市町村に対し補助	10,088	女性活躍推進課

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課	
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)		
70	Ⅲ(1) 身近な親子を日常的にあたたかく見守る機運の醸成と人づくり	社会的養護にかかる家庭的養護の推進	う触ハイリスク児歯科保健指導事業	一時保護児童を対象に、歯科医師によるう触ハイリスクの把握及び歯科衛生士による歯科保健指導を実施	209	一時保護児童を対象に、歯科医師によるう触ハイリスクの把握及び歯科衛生士による歯科保健指導を実施	233	こども家庭課	
71		社会的養護にかかる家庭的養護の推進	里親支援事業	里親支援機関を指定し、里親制度の普及啓発、研修事業、訪問指導援助などの業務を委託により実施	8,010	里親支援機関を指定し、里親制度の普及啓発、研修事業、訪問指導援助などの業務を委託により実施	8,010	こども家庭課	
72		社会的養護で暮らす子どもたちへの権利保障と自立支援	ライフストーリーワーク推進事業	児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修を実施	400	児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修を実施	400	こども家庭課	
73		緊急一時保護		家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施	19,427	家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施	13,993	中央こども家庭相談センター	
74	Ⅲ(2) 地域における多様なこどものはぐくみ活動の促進	「こども食堂」への支援	奈良こども食堂サポート事業	「こども食堂」が地域に根付いた活動として継続出来るよう市町村、学校、企業等の地域の協力者を増やすため、コーディネーターを配置し、以下の取り組みを実施 ①こども食堂開設支援事業 こども食堂の立ち上げに向けた具体的なノウハウ等を伝える ②こども食堂継続支援事業 こども食堂運営者に対し、課題解決の助言を行うとともに支援情報等を提供 ③こども食堂拡充事業 市町村、市町村社協等の連携体制を構築支援するとともに、協力企業や団体の発掘を行う ④未利用食品活用推進事業 フードバンク活動団体と連携し、こども食堂に安定的に未利用食品が届くよう定期的な連絡・調整を行う。 ⑤地域ネットワークづくり促進事業 市町村内でこども食堂を中心とする地域のさまざまな主体によるネットワークに参画し、こども食堂と地域の主体が連携できるよう、こども食堂の開設及び運営等についての助言を行う。	3,500	「こども食堂」が地域に根付いた活動として継続出来るよう市町村、学校、企業等の地域の協力者を増やすため、コーディネーターを配置し、以下の取り組みを実施 ①こども食堂開設支援事業 こども食堂の立ち上げに向けた具体的なノウハウ等を伝える ②こども食堂継続支援事業 こども食堂運営者に対し、課題解決の助言を行うとともに支援情報等を提供 ③こども食堂拡充事業 市町村、市町村社協等の連携体制を構築支援するとともに、協力企業や団体の発掘を行う ④未利用食品活用推進事業 フードバンク活動団体と連携し、こども食堂に安定的に未利用食品が届くよう定期的な連絡・調整を行う ⑤地域ネットワークづくり促進事業 令和3年度「こども食堂等による地域づくり推進事業」において支援を実施している市町村での「子ども支援ネットワーク」構築の気運をさらに醸成するため、必要なサポートを継続して行う ⑥こども食堂認証制度事業 こども食堂を安全に始める、安心して続けることを応援するために導入する「安心・安全こども食堂認証制度」において、認証項目についての助言及び制度の広報周知を行う	3,500	こども家庭課	
75		「こども食堂」への支援	「こども食堂」等による地域づくり推進事業	地域が生活困窮世帯やひとり親世帯を支える「子どもへのやさしさあふれる地域づくり」を推進するため、子どもの重要な支え手である「こども食堂」を普及させながら、地域資源を活用し、多様な人が関わる新たな仕組みづくりを県と市町村との協働により進める。	198	地域が生活困窮世帯やひとり親世帯を支える「子どもへのやさしさあふれる地域づくり」を推進するため、「こども食堂」をはじめ、行政や市町村社協等、地域の多様な人が関わる市町村域以下の単位での意見交換会を行う。	950	こども家庭課	
76		「こども食堂」への支援	新「こども食堂」奈良っ子はぐくみキャンペーン事業	—	—	—	子どもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供する子どものはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援するこども食堂が独自に設定する利用者の利用料の無料期間（最大12か月）において、食事提供をはじめ、イベント開催、豪華弁当の提供等を行うために要した経費を補助	30,000	こども家庭課
77		「こども食堂」への支援	新 こども食堂認証制度事業	—	—	—	親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めるため、衛生面等の最低限の安全を確保する「奈良県安心・安全こども食堂認証制度」を創設し、「こども食堂」の立ち上げと継続運営を支援する	2,200	こども家庭課
78		子どもの学習支援活動促進	子どもの生活・学習支援事業（再掲）	子どもの生活・学習支援事業（再掲）	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施（または、一体的実施を行う市町村に対し補助） 1市に対し補助	975	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施（または、一体的実施を行う市町村に対し補助） ①市部： 上記に取り組む市町村に対し補助 ②町村部： 県福祉事務所において上記を実施	1,747	こども家庭課
79	子どもの学習支援活動促進	生活困窮世帯等の子どもの「心と学び」サポート事業（再掲）	生活困窮世帯等の子どもの「心と学び」サポート事業（再掲）	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	20,247	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,659	地域福祉課	
80	放課後子ども教室	学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、228箇所を実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	29,376	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、232箇所を実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	42,842	人権・地域教育課	

No	推進施策	取組名	事業名	R3年度事業実施状況		R4年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
81	Ⅲ(2) 地域における多様なこどもはぐくみ活動の促進	児童養護施設の退所児童の居場所づくり	子どもの「自立」サポート事業	児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援を実施 委託先：NPO法人おかえり	5,683	児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援を実施 委託先：NPO法人おかえり 【新】児童養護施設退所者等の現状を把握し、支援の課題・推進すべき施策を明らかにする実態調査を委託により実施 委託先：株式会社かんでんCSフォーラム	7,683	こども家庭課
82	Ⅳ(1) 市町村における計画的な施策推進の支援	市町村計画策定支援	地域子供の未来応援交付金	市町村が行うひとり親家庭等の実態調査や子どもの貧困対策計画策定にかかる費用を負担する、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」の活用を行うよう、市町村への周知を行う。	—	市町村が行うひとり親家庭等の実態調査や子どもの貧困対策計画策定にかかる費用を負担する、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」の活用を行うよう、市町村への周知を行う。	—	こども家庭課
83	Ⅳ(2) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり	市町村子ども家庭総合支援拠点	「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置推進事業	市町村に対し、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置および機能強化を図るための研修を実施	331	市町村に対し、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置および機能強化を図るための研修を実施	583	女性活躍推進課
84		スクールソーシャルワーカーの派遣	いじめ対策支援事業 生活支援アドバイザー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業（再掲）	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー8名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。なお、いじめ対策支援事業を廃止し、生活支援アドバイザー派遣事業をスクールソーシャルワーカー派遣事業と名称を変更した。	84	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。	75	教育研究所
85		放課後児童クラブ	放課後子ども総合プラン推進事業	・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催（R3.11） ・放課後児童支援員認定資格研修の実施（R3.12月～R4.3月、修了者数 181人）	1,854	・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催（R5.1） ・放課後児童支援員認定資格研修の実施（R5.1月～R5.2月、修了者数 200人）	1,903	奈良っ子はぐくみ課
86		保育所・放課後児童クラブ等の対応力向上		放課後児童支援員資質向上研修の実施（年3回）	39	放課後児童支援員資質向上研修の実施（年5回）	265	奈良っ子はぐくみ課
87		奈良っ子はぐくみジャーナルの発行	新 奈良っ子はぐくみジャーナル発行事業	—	—	ひとり親家庭支援を含め、広くこども・子育てに関する施策や関係団体・県民による支援活動情報をジャーナルとしてまとめ、配付することで、特に困りごとを抱える家庭に支援が届くよう、奈良っ子はぐくみジャーナルの作成を行う	1,200	こども家庭課
88		要保護児童対策地域協議会の活用	市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業（ネットワークによる支援体制の充実）	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を実施し実務レベルでの連携を推進	19	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を実施し実務レベルでの連携を推進	111	こども家庭課
89	地域による体験学習の提供/地域による学習支援や体験学習の提供・居場所づくり	学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、228箇所を実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	29,376	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、232箇所を実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	42,842	人権・地域教育課	
90	Ⅳ(3) あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進	奈良っ子はぐくみセーフティネットシステム構築の検討	新 奈良っ子はぐくみセーフティネットシステム検討事業	—	—	スマートフォンアプリを利用し、ひとり親家庭を含む子育て家庭の困りごとを把握し、一人一人の状況・課題に応じた最適なプロセスや支援情報を、スマートフォンで提示し、悩みを解決に導くシステムの構築に向け、子育て支援等の行政サービスの業務調査、サービス内容の検討、構想の策定を行う。	5,100	こども家庭課
91		「ひとり親コンシェルジュ」制度の創設	新 ひとり親家庭就労自立サポート事業	—	—	奈良県スマイルセンターにおいて、ひとり親コンシェルジュを配置し、従来から実施しているハローワークや市町村と連携した出張相談に加え、児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村に出向き、また、相談者の希望に応じて個別訪問を行い、積極的にひとり親の困りごとをきめ細かく把握し必要な支援につなげる。 また、支援後のアフターフォローを行うなど支援の充実を図る。	91	こども家庭課
92	Ⅳ(4) 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制づくり	要保護児童対策地域協議会の活用（再掲）	市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業（ネットワークによる支援体制の充実）（再掲）	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を実施し実務レベルでの連携を推進	19	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を実施し実務レベルでの連携を推進	111	こども家庭課